平成27年環境モニタリング調査結果

(中間報告)

1 **水質モニタリング** [平成27年1月~8月]

周辺環境からは環境基準を超える値は検出されなかったが、現場内の一部の地点において、1,4-ジオキサン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が「環境基準」を超える値で検出された。

今回新たに超過が確認された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、跡地整備において田子町内の山から搬入した土壌や植樹で使用した苗木の土壌中の窒素(肥料等)が地下水に溶出したことが考えられる。

- (1)調査結果・・・別添「調査結果」p1~p18
- (2) 調査地点···p3

基準超過地点	項目	測定値〔mg/L〕	環境基準
		(最小値~最大値)	[mg/L]
アー8(堰堤下流南側 No. 12井戸)	1,4-ジオキサン	0. 024 ~ 0. 066	0.05以下
	ほう素	0.93 ~ 1.4	1以下
アー25-2 (県境-6)	1,4-ジオキサン	0. 52	0.05以下
アー26 (県境-2)	1,4-ジオキサン	0. 10 ~ 0. 13	0.05以下
アー27 (県境-3)	1,4-ジオキサン	0. 020 ~ 0. 085	0.05以下
アー29 (県境-5)	1,4-ジオキサン	1.8 ~ 1.9	0.05以下
アー37 (揚水井戸DW1)	1,4-ジオキサン	0. 17 ~ 0. 22	0.05以下
アー38 (揚水井戸DW2)	1,4-ジオキサン	0.10 ~ 0.16	0.05以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	12	10以下
	ほう素	1.1 ~ 1.4	1以下
アー39 (揚水井戸DW3)	1,4-ジオキサン	0.41 ~ 1.0	0.05以下
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	15	10以下
アー43 (中央谷井戸-2)	1,4-ジオキサン	0.95 ~ 1.3	0.05以下
	ベンゼン	0. 018	0.01以下

周辺河川 湧水 地下水等

全ての調査箇所において、環境基準を超える値は検出されませんでした。

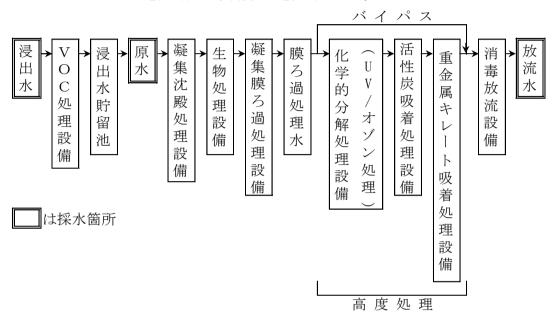
2 浸出水処理施設水質モニタリング〔平成27年1月~8月〕

放流水水質はいずれの項目についても計画処理水質及びバイパス運転停止水質を下回った。

調査結果・・・別添「調査結果」p23~p24

計画処理水質:周辺環境への影響が無いように、排水基準等を参考に設定。

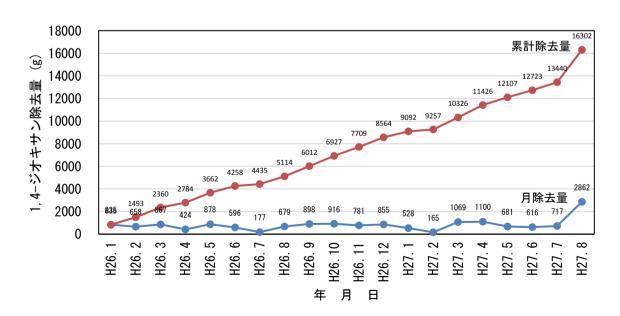
バイパス運転停止水質:高度処理をしなくても計画処理水質を十分満たす場合は高度処理をバイパスする 運転を実施している。放流水水質が計画処理水質の5割以上となった場合は、バイ パス運転を停止し、高度処理運転を開始する。



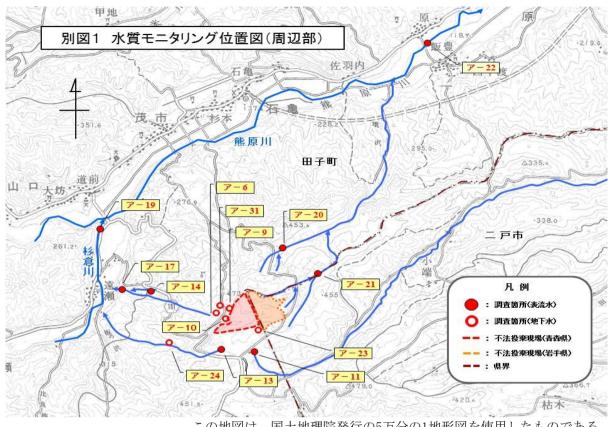
(参 考)

1. **4-ジオキサン除去**量 〔平成26年1月~平成27年8月〕

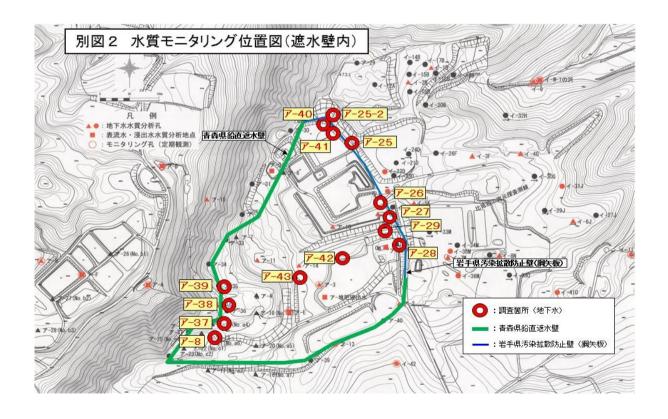
廃棄物等の撤去が完了した平成26年1月から平成27年8月における1,4-ジオキサンの 現場内からの累計除去量は16302 g (平均815 g/月)であった。



浸出水処理施設における1ヶ月の原水流入量に、当該月の原水中1,4-ジオキサン濃度を掛けることで現場内からの月毎の除去量を算出。



この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである。



県境不法投棄現場土壌中の全窒素量について

8月の県境不法投棄現場内の水質モニタリングのうち、アー38及びアー39地点において、新たに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値(10 mg/L)を超過したことから、その原因と考えられる現場土壌中の全窒素量を調査した。

調査結果

試料	全窒素 (mg/g 乾量)	備考	
土壌1	0. 4	跡地整備で土壌を搬入したエリアから 採取	
土壌2	0.8	H27 植樹祭前日に植樹用に土壌を搬入 したエリアから採取	
土壌 3	4. 5	植樹に用いた苗木の土壌(腐葉土に施 肥したもの)から採取	
地山 (比較対象)	0.3	土壌の搬入や植樹を実施していない地 山から採取	

- ・廃棄物撤去時には硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は環境基準以下であったことから廃棄 物由来ではないと考えられる。
- ・廃棄物撤去後に外部から搬入した土壌や植樹に用いた苗木の土壌中に地山の土壌を上回る窒素が含有されている。

以上のことから、今回、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過した原因は、 搬入した土壌や苗木の土壌からの窒素溶出と考えられる。